

生活支援サービス契約書

社会福祉法人大田幸陽会（以下「甲」という。）と

_____（以下「乙」という。）とは、賃貸借（高齢者向住宅）の目的である建物「大田幸陽会ラナハウス西糺谷（大田区西糺谷二丁目31番2号）」における乙に提供する生活支援サービスについて、次のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第 1 条 甲は、乙に対し乙が安全かつ安心して主体的に生活を継続できる住まいの充実を図ることができるよう、乙の希望に応じて生活支援サービスを提供することを約し、乙は生活支援サービスの対価として第4条のサービス料金を甲に支払うことを約します。

（生活支援サービスの内容）

第 2 条 生活支援サービス等の詳細は生活支援サービス重要事項説明書（以下「重要事項説明書」という。）に記載します。

（サービス提供の記録）

第 3 条 甲は、乙の希望により提供する生活支援サービス等については、サービス終了時、乙から書面によりサービス提供の確認を受けます。

2 甲は、サービスの提供に関する諸記録を作成し、契約終了後2年間保存します。

3 乙は、甲において、乙に関する第2項の諸記録を閲覧できます。

（サービス料金等）

第 4 条 生活支援サービス等の料金は次のとおりとします。

2 基本サービス（機械センサーによる安否確認サービス、生活相談サービス、緊急呼び出しシステム）は無料とします。

（サービス料金の変更）

第 5 条 甲は、消費者物価指数、雇用情勢、その他経済事情の変動により利用料金が不相当になった場合には、甲乙協議のうえで、利用料金を変更することができます。

(サービス料金の支払)

第 6 条 有料サービスの提供がある場合、サービス提供者は、毎月 5 日までに前月 1 ヶ月間で提供した合計金額を乙に請求し、乙はその内容を確認後、請求書を受領した翌月 10 日までに支払うものとします。

(有効期間)

第 7 条 本契約の有効期間は、本契約成立の日から 2 年とします。ただし、事由の如何に問わず「大田幸陽会ラナハウス西糀谷」における賃貸借契約が終了したときは、本契約も終了します。

(事業者からの契約解除)

第 8 条 甲は、乙の行動が他の居住者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常的生活支援方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することができます。

2 前項の場合、甲は次の手順を行ないます。

- ① 一定の観察期間を置くこと。
- ② 主治医及び生活支援サービス提供スタッフ等の意見を聴くこと。
- ③ 契約解除の通告について 1 ヶ月間の予告期間を置くこと。
- ④ 前号の通告に先立ち、乙の意思を確認すること。

3 甲は、乙が正当な理由なく甲に支払うべきサービス利用料を、3 ヶ月以上滞納した場合において乙に対し、相当の期間を定めてもなお期間内に滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解除することがあります。

(利用者からの中途解除)

第 9 条 乙は、甲に対して 30 日の予告期間を置いて、文書で通知することにより本契約を解除することができます。

(秘密保持)

第 10 条 甲及びその従業者は、生活支援サービスを提供するうえで知り得た乙及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。

2 前項の定めに関わらず、乙の個人情報を提供する必要がある場合は、必要の都度、乙の同意を得るものとします。

(緊急時の対応)

第11条 甲は、生活支援サービスを利用している乙に緊急な事態が生じた場合又は必要であると判断した場合は、緊急時マニュアルに応じて対応し、必要な措置を講じます。

(賠償責任)

第12条 甲は、生活支援サービスの提供に伴って、甲の責めに帰すべき事由により乙の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、乙に対してその損害を賠償します。

(相談・苦情対応)

第13条 甲は、乙の相談及び提供する生活支援サービスに係る要望・苦情等に対し事務室を窓口とし、誠実かつ迅速に対処します。

(重要事項説明確認)

第14条 契約の締結に当たり、甲は乙に対し別に作成する重要事項説明書に基づき重要な事項の説明を行い、乙はその内容を了承したものとします。

(本契約に定めのない事項)

第15条 甲及び乙は信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。また、この契約に定めのない事項については、甲及び乙が誠意を持って協議の上定めます。

(合意管轄)

第16条 本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、「大田幸陽会ラナハウス西糀谷」の所在地を管轄する東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。

前記の契約を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

< (甲) 事業者 >

住 所 東京都大田区大森南二丁目 15 番 1 号

氏 名 社会福祉法人大田幸陽会
理事長 勢古 勝紀 / 印

< (乙) 入居者 >

住 所 _____

氏 名 _____ 印